

令和 8 年度

向日市立寺戸中学校 生徒心得

本校生徒は、中学生として責任感や自覚、協調性を身につけ、日々の学習に励むこと。

安心安全かつ、快適な学校生活を送るために、本校の決まりをよく守り、将来社会に出たときの常識や、生きていくための基礎的な力を育むこと。

(1) 服装

- 1、生徒は制服を着用する。
- 2、学校指定のポロシャツを着用し、第二ボタンは留める。
- 3、ポロシャツの上に学校指定のセーターを着用してもよい。また、学校指定のセーターでの登校を認める。
- 4、スカートの長さは、上はひざにかかる程度、下はひざが隠れる程度とする。
- 5、スラックスは、裾をまくり上げない。
- 6、ポロシャツの下にTシャツを着用してもよい。ただし、色は白・黒・紺・灰・ベージュ色とする。ただし、ポロシャツの首元から見えるようなハイネック等は制服の着こなしとして相応しくないので認めない。
- 7、通学は、運動に適した靴とし、色の指定はない。ただし、厚底すぎる靴やハイカットの靴は認めない。雨の日には、雨靴での登校も認める。
- 8、靴下の色の指定はない。ただし、キャラクター等がはいっている派手なもの、ルーズソックス、レースが付いているものなどは制服の着こなしとして相応しくないので認めない。
また、式典・集会・講話等、学年や全校生徒が集まる場では、白・黒・紺・灰色とする。
- 9、ストッキングやタイツ等の色は、黒・紺・灰・ベージュ色の無地とする。
- 10、式典・集会・講話等、学年や全校生徒が集まる場では、原則ブレザーを着用（気候によって判断）し、ポロシャツとブレザーのボタンはすべて留める。

(2) 身嗜み

- 1、頭髪は故意に変形させたり、加工したりしない。
- 2、ヘアピンの色は黒とし、ヘアゴムはゴムだけとし、色の指定はない。ただし、アクセサリとして用いない。また、リボン、ヘアバンド、シュシュなどは認めない。
- 3、ピアス・指輪・磁気も含めたネックレス等のアクセサリ類の着用及び化粧は認めない。
- 4、ケアをする目的で、リップクリーム（色つきは不可）・ハンドクリーム・制汗剤（スプレーやシート）の使用は認める。

(3) 登下校

- 1、徒歩通学を原則とする。
- 2、登校は定刻におくれないように注意し、登下校には交通ルールやマナーを守り、用事のないものは、すみやかに帰宅する。
- 3、安全確保のため防犯ブザーを携行する。
- 4、登下校中の熱中症対策として、ハンディファンの使用を登下校中のみ認める。
学校内（グラウンド、体育館など含む）での使用不可、充電不可。登校時、校門でカバンにしまう。下校時、校門を出るまで取り出さない。紛失や故障、破損などのトラブルについて、学校は一切責任を負わない。
- 5、ブレザーを着て、それでも寒い場合は、防寒着としてブレザーの上にコートやジャンパー類（前にチャックやボタンがついていて開閉できるもの）を着用してもよい。ただし、防寒着の着用は登下校時のみ着用を認める。
- 6、マフラー、手袋、耳あては防寒具として登下校時のみ着用を認める。
- 7、防寒着・防寒具の着用は天候や気候に応じて自ら判断し、着用してもよい。

(4) 所持品

- 1、持ち物にはすべて学年・組・氏名を明記する。
- 2、携帯電話などの通信機器、ゲーム機などの貴重品や授業に必要なものを持ってこない。
携帯電話に関しては、家庭の事情で持つ必要がある場合は、保護者から担任に相談の上、登校後すぐに職員室で担任に渡し、下校時に返却する。
- 3、金銭は、必ず始業前に納金するか、担任に預ける。
- 4、うちわ・扇子は、休み時間のみ使用を認める。
- 5、冷却タオル・クールリングは、休み時間の教室内での使用と登下校中の使用を認める。
- 6、計時機能のみの腕時計の着用は認める。入試等と同様に通信機能や多様な機能が付いている腕時計の着用は認めない。
- 7、充電を必要とする電化製品の校内での充電は認めない。
- 8、タブレットの使用については、情報教育部の基準に準ずる。

(5) 休憩時

- 1、必要以外みだりに他教室、他校舎または禁止区域に立ち入らない。
- 2、教室・廊下・階段・トイレで座りこんだり、大勢で集まったりして、他の人の邪魔をしない。また、大声を出したり・暴れたり・走ったりして、ケガや事故のないようにする。

(6) 昼食

- 1、昼食は給食とし、自教室で行う。
- 2、給食当番のエプロンの着こなしについては、食育部の基準に準ずる。
- 3、弁当など、給食がない日の昼食で出たゴミは持ち帰る。インスタント麺や汁が残るものは禁止とする。

(7) 外出

- 1、登校後は安全確保のため外出はしない。
- 2、校内に忘れ物をして、再登校する場合は、制服・体操服・部活動着を着用し、登校すること。その際も徒歩通学を原則とする。

(8) 部活動

- 1、部活動の規定については、特別活動部の基準に準ずる。

(9) 建物、校具の取扱い

- 1、校具はていねいに取り扱い、始末を完全にする。
- 2、落書きをしたり、机、いす等に傷をつけたりしない。
- 3、学校の諸施設、校具は無断で使用しない。万一破損したときは直ちに担任の先生に届け、指示を受ける。

(10) 校内の美化

- 1、校舎は常に清潔にし、美化につとめる。
- 2、清掃は、当番全員が協力して、ていねいに行い、時間内にすませる。
- 3、教室の換気、廊下室内の清掃、机、いすの整理・整とんを行う。

(11) 健康・安全

- 1、校内で危険な遊びや行為を行ってはならない。
- 2、持ってきてよい飲み物は、水・お茶・スポーツドリンクとする。
- 3、けがや健康状態が悪化した時は、保健室もしくは職員室にきて養護の先生や学年の先生に報告する。